

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月9日
【会社名】	株式会社リアルビジョン
【英訳名】	RealVision Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池畑 勝治
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
【電話番号】	(045) 473-7331 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 斉藤 順市
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
【電話番号】	(045) 473-7331 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 斉藤 順市
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 899,100円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 70,829,100円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)】

##### (1)【募集の条件】

発行数	3,330個
発行価額の総額	899,100円
発行価額	新株予約権1個につき270円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年12月25日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リアルビジョン 管理部 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
払込期日	平成25年12月25日(水)
割当日	平成25年12月25日(水)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜駅前支店 神奈川県横浜市西区北幸1-11-20

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成25年12月9日(月)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リアルビジョン 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度は採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式3,330株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、21,000円とする。但し行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2)号からまでの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号からにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所マザーズ市場(取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>70,829,100円</p> <p>(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価格の総額(899,100円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(69,930,000円)を合算した金額であります。</p> <p>2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した数とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年12月25日から平成27年12月24日までとする。ただし、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>株式会社リアルビジョン 管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜駅前支店 神奈川県横浜市西区北幸1-11-20</p>

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金270円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1．新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3．本スキームの特徴

なお、今回の第三者割当における本新株予約権の特徴は以下のとおりです。

< 本新株予約権の特徴 >

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

（ ）行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能で。

本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前行使停止要請の解除が可能です。

本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

（ ）取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。（当社の要請による取得）

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の2週間前までに書面をもって通知を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の資金調達が可能であることを前提として、当社の想定どおりに適宜権利行使が行われない場合（なお具体的な発動想定の一基準としはしてはありますが、別の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず、権利行使がなされないなどの場合には取得条項を発動する可能性がございますが、その時点における別の資金調達方法の検討及び交渉の状況にも依拠致しますので、上記条件に合致しているからといっても、必ず取得条項を発動するというわけではありません。）に発動することを想定しております。なお、当社としては、行使がされない新株予約権を買い取るにより、希薄化の抑止に効果があると考えており、その結果次の資金調達を行いやすくなると考えており、その効果は、キャッシュアウトの金額よりも高いものと考えております。また、当社にとって、本新株予約権の発行条件以上に、特に優位な条件により資金調達が可能である場合においても、取得条項を発動する可能性があります。

なお、当社による取得条項を付すことは、新株予約権の評価価値を減ずる効果があります。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本有価証券届出書に規定する内容について、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 「(2) 新株予約権の内容等」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
70,829,100	4,800,000	66,029,100

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（899,100円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（69,930,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行にかかる諸費用4,800,000円の内訳はファイナンシャル・アドバイザー費用3,500,000円、新株予約権の公正価値算定費用1,000,000円、登記費用300,000円であります。なお、ファイナンシャル・アドバイザー費用は、株式会社ADCC-FAS（東京都品川区上大崎2-15-19 代表取締役 星野智之）に対するものであり、本新株予約権の行使に比例し、当該行使額の5%相当額となっております。
4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

## (2)【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額（千円）	支出予定時期
運転資金	66,029	平成25年12月～平成27年12月

(注) 当社の平成25年9月末時点の現預金残高は26,358千円、また、筆頭株主である株式会社シスウェブホールディングス（以下「シスウェブHD」という。）に対する関係会社短期貸付金残高は353,000千円（内訳 金銭消費貸借契約締結日平成25年4月8日 返済期日平成26年4月8日 金額310,000千円 利率1.15%及び金銭消費貸借契約締結日平成25年4月10日 返済期日平成26年4月10日 金額43,000千円 利率1.15%）であります。当該関係会社短期貸付金については、平成25年11月末までに20,000千円が返済され、また、100,000千円を〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の第三者割当による新株式の発行の主な資金使途である株式会社上武（以下「上武」という。）の株式取得に充当する予定であります。

当社は、当期（平成26年3月期）末までの人件費として月額7,000千円、毎月の恒常的な経費（事務所家賃、顧問弁護士、会計士等への顧問報酬、証券代行機関等への支払）として月額5,000千円から6,000千円、さらに、受託開発案件が当期の売上に占める割合が高く、前述のように当社の開発人員の不足により、受託開発案件対応のためにソアー社等への外注費が毎月3,000千円から5,000千円、これらの合計支払額として毎月15,000千円から18,000千円を見込んでおります。また、当社は受託開発案件の売上高の比重が高く、相手先の予算消化との関連等により売上高の計上が期末に偏る傾向があり、売掛金の入金翌月以降となることから、当期末の現預金残高は23,000千円を見込んでおります。（当該預金残高は、〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の第三者割当による新株式の発行により213,840千円を調達し、前述の上武の株式取得対価に200,000千円を充当した場合の残高であります。）

現在、粗利益率の高い医用画像表示ソフトウェア製品のバンドル販売による量産化に向けた営業活動を進めておりますが、当該量産化の開始が早くとも来期下期以降となる見込みであり、上述の固定的な費用の発生及び当社とソアー社及び上武の連携による新たな開発体制の下での製品開発に伴う費用の発生も見込まれることから、引き続き、手元流動性資金の流失は避けられない状況であります。

今後も業務効率の改善等によりコスト削減を図ってまいりますが、来期以降も業績の急激な回復は難しい状況にあり、手元流動性資金の減少は今後の安定した事業運営及び上武を含めた新たな事業展開と業容の拡大に支障を及ぼす恐れがあることから、平成26年4月に返済される前述のシスウェブHDへの貸付金の残高200,000千円（平成25年11月末現在の貸付金の残高333,000千円から、上武株式取得の際に相殺により充当した100,000千円及び平成25年12月27日に期限前返済の予定の33,000千円を差引いた残高。）と共に、同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株式募集により調達する資金213,840千円のうち、上武の株式取得対価に充当した残額13,840千円及び同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に本新株予約権の行使に応じて調達する資金66,029千円を平成25年12月～平成27年12月における人件費、外注費等の運転資金に充当する予定であります。なお、本件新株予約権が当期において全て行使された場合の当期末の現預金残高は約89,000千円となり、来期における当面の運転資金は確保され、ソアー社及び上武の連携による新たな開発体制の下での製品開発への資金投入も可能となり、早期に新たな事業展開を進められるものと考えております。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成25年12月9日の取締役会において本新株予約権の第三者割当と並行して以下の概要の当社株式の第三者割当増資を実施することを予定しています。

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式10,940株
(2) 発行価格	1株につき21,000円
(3) 発行価格の総額	229,740,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 1株につき10,500円(総額114,870,000円) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等 増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする
(5) 募集方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期日	平成25年12月25日
(7) 払込期日	平成25年12月25日
(8) 割当予定先及び割当株数	株式会社インター 2,380株 T Y インキュベーション合同会社 2,380株 株式会社フードアドレス 2,380株 清水 和彦 2,380株 N.D.C INVESTMENT PTE. LTD. 1,420株

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.
	本店の所在地	24 Raffles Place, #25-04, Clifford Centre SINGAPORE
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 黒澤 明宏
	資本金	228万4,365シンガポールドル
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	橋 祐司(82.8%)、松原 浩(11.9%)、朝日生命保険相互会社(3.9%)、S M B C日興証券株式会社(1.4%)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当該割当予定先の100%子会社であるGreenfields Holdings Limited(カストディアン MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS)は、当社の株式を直接保有する筆頭株主(持分比率32.16%)であるシスウェーブHDの株式を11.86%保有しております。また、当該割当予定先の主たる出資者である橋祐司氏はシスウェーブHDの株式を1.50%保有する株式会社N&Mマネジメントの代表者であります。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 当社との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

本届出書は、新株予約権証券募集に関するものですが、本項目につきましては、同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株式募集を含めて記述しております。

当社グループは、グラフィックス関連事業、組込ソリューション関連事業を主業務としており、グラフィックス関連事業において医用及び航空管制等の特定用途向けの産業用グラフィックス事業に経営資源を集中するとともに、当面の多様な組込機器への事業展開、さらに、将来的に予想される組込機器のネットワーク化等システム全体の顧客ニーズへの対応を図るため、平成24年11月に連結子会社化したソアー社による組込ソリューション関連事業を当社グループの新たな事業領域として展開しております。

しかしながら、当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

割当予定先の選定にあたっては、前述の当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金用途について十分ご理解いただき、当該資金調達に賛同いただける機関投資家からの資金調達を中心に検討いたしました。

その中で、当社顧問弁護士である二重橋法律事務所 川村一博弁護士に経営相談を行っていた際に、割当予定先についても、相談を行っていたところ、本年10月、財務アドバイザーとして、株式会社ADCC-FASの紹介を受けました。

その結果、株式会社ADCC-FASより、割当候補先として投資先4社(N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社及び株式会社フードアドレス)及び1名(清水和彦氏)の紹介を頂き、並びに、同社が反社会的勢力等とのつながりないことを前提として、ファイナンシャル・アドバイザー契約を締結致しました。

そして、当社は、上記候補先と最終的な面談ならびに資産の調査、反社調査などを行ったうえ、当該資金調達に賛同いただいた上記候補先を本資金調達の割当予定先に決定いたしました。

なお、新株予約権の割当予定先としてN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.を選定いたしましたのは、同社の全額新株式による引受は難しいとしながらも、随時行使することができる新株予約権の割合を高くした引受であれば、引受けが可能であるという割当予定先の意向を踏まえ、当社としても新株予約権の行使が、株価が上昇した場合にのみ段階的に実施され、一度に大量の新株を発行しないため、新株発行による既存株式の希薄化が軽減される点で優位性があると判断したことによります。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の発行により割り当てる予定の本新株予約権の目的である株式の総数は、3,330株であります。

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社、株式会社フードアドレスの各社の代表取締役及び清水和彦氏と個別に面談を行いました。面談において当社の経営方針と、今後の医用グラフィックス事業、アミューズメント関連事業、航空管制プロダクト事業等の事業展開につきご説明申し上げました。特に高齢化が進む現代におきまして、医療費負担も年々増加する中で当社医用グラフィック事業につきましては、納品運用先が国立がん研究センター、国立大学病院をはじめ、地域医療の現場まで幅広く納品実績があり、当社製品を通じて医療業界への直接参入としての社会貢献度も高いこと、さらには、併行して展開する航空管制プロダクトにつきましても、当社製品が最終的に国土交通省で運用がなされていることも非常に高い評価をいただきました。さらに当社が展開します医用プロダクト、航空管制プロダクト共にどちらも人命にかかわる現場での運用であり、品質における内容と精度は極めて高度なものを要求されている中で、当社は継続して製品提供を行い採用され続けている実績があります。上述の説明を面談時に行い、N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社、株式会社フードアドレス及び清水和彦氏からご理解とご賛同を得られました。よって、今回の本第三者割当による新株式発行により取得した当社株式につきましては、N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社、株式会社フードアドレス及び清水和彦氏、その全てが中長期の保有方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを口頭にて確認しております。また、新株予約権の割当予定先であるN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.より、新株予約権の権利行使の方針は、基本的には、株価が権利行使価額を上回っている状況において、随時権利行使を行い、また、新株予約権行使により取得した当社株式については新株式の発行により取得した当社株式と同様に中長期の保有方針である旨の説明を口頭にて受けております。

なお、当社は、各割当予定先との間において、割当新株式について、払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先が本第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることを次のとおり確認いたしました。株式会社インターについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金25,000千円及び借入金25,000千円(借入先:佐藤満氏、東京都新宿区北町、自営業 借入日:平成25年12月5日 株式会社インターの大貫代表が自己資金として25,000千円の準備があることで残額の貸付につき承認されました。)であり、預金通帳にて確認した自己資金としての25,000千円につきましては、現預金として5,000千円、有価証券売却による資金としまして20,000千円と聞き及んでおり、現金につきましては、銀行口座に入金せず手元で保管していた旨を大貫代表から口頭にて確認しております。尚、有価証券売却に関する証憑類に関しましては、現時点では確認ができておりません。TYインキュベーション合同会社については、払込金額50,000千円に要する資金の全額を石田智子氏(東京都港区北青山3丁目、歯科医)より借入れ(借入日:平成25年12月3日 貸付経緯:吉岡氏との交流を通して人物像を高く評価されているため)であり、金銭消費貸借契約書の写し及び借入金入金口座の預金通帳の写しにて確認しております。株式会社フードアドレスについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金として15,000千円及び代表取締役 室崎憲昭氏の実父(東京都世田谷区玉川、無職)からの借入金として35,000千円(貸付経緯:親子間による資金援助)であり、預金残高を預金通帳の写し及び銀行の預金残高証明書にて確認しております。なお、当該借入金については、親子間のため特段の契約締結はなく、返済条件についても定めておりません。また、清水和彦氏につきましては、預金通帳にて資金の確認を行いました。払込金額としまして銀行口座から出金した20,000千円、手元保管金として30,000千円と口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の裏付資料の確認はできておりません。なお、N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.については、本第三者割当増資に係る払込みのうち、新株式の払込み及び新株予約権への払込みに十分な現預金を保有していることについて、預金残高を銀行の残高証明及び預金通帳の写しにより確認し、また、新株予約権行使による払込みに必要な資金69,930千円について、全額については確認できなかったものの、その一部50,000千円は預金残高を銀行の残高証明及び預金通帳の写しにより確認し、また、同社の過去及び直近の入出金の確認から常に銀行口座に余裕資金がある

こと、さらに同社はシンガポールにおける法律に基づいて適法適正な営業活動を行っている実績もあり、新株予約権は随時行使する予定のため、現在有する現預金と今後の同社の事業により取得した資金で十分に充当できるものと判断しております。

なお、現時点で証憑類が確認できていないもの等につきましては、今後速やかに確認をする予定であり、万が一当社の認識と異なる事実が判明しましたら、直ちに公表します。

#### g. 割当予定先の実態

各割当予定先並びにファイナンシャル・アドバイザー会社である株式会社ADCC-FASにつきましては、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都千代田区九段南4-6-1-507 代表取締役 羽田寿次)に依頼して調査を行い、割当予定先及びその関係企業、役員、関係人物等が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価額の算定根拠

本新株予約権の発行価額270円は、第三者機関(商号:エースターコンサルティング株式会社、住所:東京都渋谷区渋谷1-17-1 代表取締役 山本剛史)に算定を依頼した上で決定しております。

なお、同社は、本新株予約権の算定において、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。

第三者算定機関による算定の結果として、基準となる当社株価23,330円(平成25年12月6日の終値)、権利行使価格21,000円、ボラティリティ53.37%(平成23年11月から平成25年11月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.084%(評価基準における2年物国債レート)、配当率0.00%、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき269.55円との結果を得ております。

上記、算定結果を参考に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を270円といたします。

なお、割当先の権利行使については、権利行使の方針は、基本的には、株価が権利行使価格を上回っている状況において、市場の公正性・健全性が損なわれない範囲内にて権利行使を行う旨の説明を口頭にて受けておりますが、その権利行使の時期が割当先の判断に依拠され、権利行使期間内における明確な権利行使の時期についての想定することが困難であるため、算定における条件としましては、行使期間最終日(2年後または取得条項発動14日後)に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

また、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト4.83%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた58.51%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額21,000円に代替資金調達コスト分12,287円を加えた33,287円としております。なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとするとより有利な代替資金調達方法を採用することができないため既存株主の権利を毀損することになります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の算定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。また、株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価33,287円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が30,524円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式1営業日あたり42株(直近1年間の日次売買高の平均値である210株の20%小数点第一位を切上)ずつ売却できる前提を置いております。

なお、行使価額21,000円は、本第三者割当てに係る取締役会決議日の直前営業日の終値に対しては9.99%のディスカウント、取締役会決議直前営業日までの最近1か月平均21,809円に対しては3.71%のディスカウント、直前営業日までの最近3か月平均21,464円に対しては2.16%のディスカウント、直前営業日までの最近6か月平均20,400円に対しては2.94%のプレミアムであります。

本新株予約権の行使価額については、割当予定先と協議の上、同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株式募集と同様に本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年12月6日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値23,330円を基準に、これに対して9.99%のディスカウントを加えた21,000円といたしました。

上記のとおり、本新株予約権に取得条項が付されていることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日直前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が1,600.36円程度高く評価されております。

また、本件第三者割当による新株予約権の発行価額につきましては、当社監査役会3名全員(社外監査役2名)から、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関により算定されており、その評価算定結果や本新株予約権の発行条件、その他本新株予約権の価値に影響を与える諸条件に鑑みて、その条件設定に特段不合理な点は認められず、エースターコンサルティングの算定が恣意的になされたことと疑わせる事情はみとめられない。そして、本新株予約権の発行価額は1株当たり270円とされており、これはエースターコンサルティングの算定して新株予約権の公正評価額269.55円を上回っていることから「特に有利な金額」には該当しないと考えられることから、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

## (2) 発行条件の合理性に関する考え方

本届出書は、新株予約権証券募集に関するものですが、本項目につきましては、同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株式募集を含めて記述しておりますので、本日(平成25年12月9日)付で提出いたしました別件新株式募集に関する有価証券届出書をご参照下さい。

本新株予約権の目的である株式の総数3,330株及び〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株式の発行による株式数10,940株を合わせた14,270株に対する議決権数は14,270個となります。よって、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数49,187株の29.01%、総議決権数は49,186個の29.01%に相当し、株の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

今般、連結子会社化するシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業等を営み長年にわたって培った信用力、業務ノウハウにより参入障壁の高いビジネス基盤を持つ上武と平成24年11月連結子会社化した様々な顧客ニーズを通じて確立したハードウェア・ソフトウェアの協調設計技術を有するソー社は、システムエンジニアリングとシステム開発の分野において長年にわたり様々な業務システムの開発実績があり、ソフトウェア開発におけるその技術力は高く、両社が協調し顧客の高いニーズにきめ細かく対応することで、より多くの顧客の獲得が可能になり、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できます。また、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業においても当社の得意とするグラフィックス技術と両社の高い技術力を融合し、新たな開発体制の下での製品開発及び受託案件への対応が可能となることから、業容の拡大並びに業績の改善を図れるものと考えております。

以上の理由により、上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の向上につながることを期待されます。また、当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、前述の資金使途を前提とした本件第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断いたしました。後述の6〔大規模な第三者割当の必要性〕、(2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程に記載のとおり、希薄化率が25%以上になることから、今回の資金調達のこの判断については、第三者機関であるアップル法律事務所(東京都千代田区神田須田町2丁目6番2号 諸永芳春弁護士)の本第三者割当による資金調達には必要性及び相当性が認められる旨の意見書を取得し参考としております。

また、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模につきましては、当社監査役会3名全員(社外監査役2名)にも意見を確認しており、当社が上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主にとっても株主価値の向上につながることを期待できることから必要性及び相当性が認められ、合理的である旨の意見を得ております。

(注) 当社グループは、当社(株式会社リアルビジョン)、連結子会社1社(株式会社ソーシステム)及び非連結子会社1社(株式会社リアルビジョン北九州)で構成されております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の目的である株式の総数3,330株及び別件新株式の発行による株式数10,940株を合わせた14,270株に係る割当議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数49,186個(平成25年9月30日現在)に占める割合が29.01%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

## (1) 新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社シスウェーブ ホールディングス	神奈川県川崎市中原区小杉 町1丁目403番地	15,820	32.16%	15,820	30.12%
N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.	24 Raffles Place, #25- 04, Clifford Centre SINGAPORE	-	-	3,330	6.34%
最上 剛	宮城県仙台市泉区	1,032	2.10%	1,032	1.97%
飯塚 仁志	東京都板橋区	777	1.58%	777	1.48%
藤田 浩介	静岡県浜松市東区	715	1.45%	715	1.36%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	655	1.33%	655	1.25%
粟生 典子	東京都目黒区	600	1.22%	600	1.14%
江澤 三保子	千葉県流山市	574	1.17%	574	1.09%
逢坂 登	徳島県板野郡	557	1.13%	557	1.06%
GMOクリック証券株式 会社	東京都渋谷区桜丘町20-1	512	1.04%	512	0.97%
計	-	21,242	43.19%	24,572	46.79%

## (2) 新株割当後に新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社シスウェーブ ホールディングス	神奈川県川崎市中原区小杉 町1丁目403番地	15,820	32.16%	15,820	24.93%
N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.	24 Raffles Place, #25- 04, Clifford Centre SINGAPORE	-	-	4,750	7.49%
株式会社インター	東京都中央区日本橋人形町 一丁目5番5号	-	-	2,380	3.75%
TYインキュベーション 合同会社	東京都港区六本木四丁目2 番45号	-	-	2,380	3.75%
株式会社フードアドレス	東京都目黒区中目黒三丁目 6番5号	-	-	2,380	3.75%
清水 和彦	愛媛県松山市	-	-	2,380	3.75%
最上 剛	宮城県仙台市泉区	1,032	2.10%	1,032	1.63%
飯塚 仁志	東京都板橋区	777	1.58%	777	1.22%
藤田 浩介	静岡県浜松市東区	715	1.45%	715	1.13%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	655	1.33%	655	1.03%
計	-	18,999	38.63%	33,269	52.43%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。

2. 本有価証券届出書提出日現在(平成25年12月9日)の発行済株式総数は49,187株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

4. 今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先によるこれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。なお、上記割当後の所有株式数並びに割合につきましては、割当予定先に対し付与する新株予約権が全て権利行使され、保有された場合に上記のとおりとなります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当増資による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本届出書は、新株予約権証券募集に関するものですが、本項目につきましては、同時に募集を行う〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株式募集を含めて記述しております。

当社グループは、グラフィックス関連事業、組込ソリューション関連事業を主業務としており、グラフィックス関連事業において医療機器、航空管制等の産業用グラフィックス事業に経営資源を集中するとともに、当面の多様な組込機器への事業展開、さらに、将来的に予想される組込機器のネットワーク化等システム全体の顧客ニーズへの対応を図るため、組込ソリューション関連事業を当社グループの新たな事業領域として展開しております。

しかしながら、当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

今般、連結子会社化するシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業等を営み長年にわたって培った信用力、業務ノウハウにより参入障壁の高いビジネス基盤を持つ上武と平成24年11月連結子会社化した様々な顧客ニーズを通じて確立したハードウェア・ソフトウェアの協調設計技術を有するソアー社は、システムエンジニアリングとシステム開発の分野において技術的親和性及びシナジー効果は高く、高い技術力とビジネス基盤を有する両社の協業により、上武の主要顧客であるNTTグループをはじめとした顧客ニーズへの対応を向上させ、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できます。また、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業におい



ても両社の高い技術力とビジネス基盤を活用することにより、医用画像システムのネットワーク化等の顧客ニーズへの対応を実現し、新たな事業展開を行い、業容の拡大並びに業績の改善を図れるものと考えております。

以上の理由により、上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の向上につながることを期待されます。また、当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、本資金使途を前提とした第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を組み合わせた資金調達につきましては合理性があるものと判断しております。

なお、当社は、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。銀行等の融資による間接金融での資金調達は、当社は担保となる資産等を有していないこと及び当社の業績・財務状況から事実上困難であり、また、有利子負債の増加は財務体質の健全性の観点から今回とりうる手段ではないものと判断いたしました。直接金融による資金調達について、公募増資は、現状の株式市場、当社の業績、財政状態、株価動向、株式流動性等から判断すると、現実的でなく、さらに、株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮いたしますと、不適であると判断いたしました。上記検討を踏まえ、第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を組み合わせた資金調達が、最適な選択肢であると考えております。また、新株予約権の発行による資金調達の併用を選択いたしましたのは、新株予約権の割当予定先であるN.D.C INVESTMENT PTE. LTD.の全額新株式による引受は難しいとしながらも、随時権利行使することができる新株予約権の割合を高くした引受であれば、引受けが可能であるという割当予定先の意向を踏まえ、当社としても新株予約権の行使が、株価が上昇した場合にのみ段階的に実施され、一度に大量の新株を発行しないため、新株発行による既存株式の希薄化が軽減される点で優位性があると判断したことによります。なお、新株予約権の行使が進まない場合、更なる手元流動性資金の減少を招くこととなりますが、当社の資金状況に応じたシスウェーブHDに対する貸付金の一部返済により当面の運転資金を確保し、上武を含めた新たな事業展開を行うこと及び更なるコスト削減を実行することにより営業キャッシュ・フローを早期に改善し、手元流動性資金の増加を図ってまいりたいと考えております。

## (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権の目的である株式の総数3,330株及び〔募集又は売出しに関する特別記載事項〕に記載の別件新株式の発行による株式数10,940株を合わせた14,270株に係る議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数49,186個(平成25年9月30日現在)に占める割合が29.01%となります。したがって、希薄化率が25%以上となるため、東京証券取引所が定めた第三者割当に係る企業行動規範上の手続きが必要な場合に該当し、当社において、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、第三者機関であるアップル法律事務所から、本第三者割当に必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

### 必要性について

以下の理由により、本第三者割当ての必要性が認められるとの意見を得ています。

当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組むことが急務であることが認められる。

そうした状況下、当社が、早期の収益基盤の確立と更なる事業規模の拡大を図るため、当社及び当社が既に子会社化しているソアー社が有する技術力・ノウハウと親和性がある技術力・ノウハウを有する企業を子会社化し協業していくことは、当社にとって非常に有益である。そして、上武は、主要顧客であるNTTグループに対してシステム開発事業、システムエンジニアリング事業等を営んでいることから、これらの分野における上武とソアー社の技術的親和性は高く、両社が協業することにより、上武の主要顧客であるNTTグループをはじめとした顧客ニーズへの対応を向上させ、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できるといえる。また、当社は、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業においても両社の高い技術力とビジネス基盤を活用することにより、医用画像システムのネットワーク化等の顧客ニーズへの対応を実現し、新たな事業展開を行い、業容の拡大並びに業績の改善を図れるというシナジー効果が見込まれるものである。したがって、当社が上武を子会社化することは、当社グループの「収益基盤の確立と強化」及び「新規事業の開拓」に非常に有益なものと認められ、その判断は合理的かつ必要な判断であるといえる。

また、当社の「財務体質の改善」を図ることも急務であり、上武を子会社化するための資金調達は当社の財務体質を悪化させるものであってはならず、その点本第三者割当は、当社の財務体質改善に資するものであり、より迅速かつ確実な資金調達のために第三者割当を採用して資金調達を行うことは当社の経営基盤強化にとって必要な判断であるといえる。

以上のとおり、本第三者割当を行うことは、当社の早期の収益基盤の確立と財務体質の改善を図ることを目的とした資金用途に対する非常に有効な資金調達の方法であると考えられ、また、本第三者割当で調達した資金により上武を子会社化することは、当社グループの事業規模の拡大が期待され、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと合理的に見込めるものであり、当社にとって本第三者割当は必要なものであったと認められる。

したがって、当社には、本第三者割当により上武を子会社化するのに必要な資金調達を行う具体的な必要性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

相当性について

以下の理由により、本第三者割当ての相当性が認められるとの意見を得ています。

(ア) 本第三者割当の適法性について

本第三者割当による新株式の発行価額は、各割当先との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年12月6日の東京証券取引所マザーズ市場における貴社普通株式の終値23,330円を基準に21,000円と決定された。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠している。

そして、上場株式等市場価格のある株式の第三者割当が、発行決議の直前営業日の終値に0.9を乗じた金額を発行価額の上限とするという上記指針に準拠した条件で行われる場合、当該終値が異常な事実の影響を受けて形成されたなどの特別の事情がない限り、当該第三者割当は、「特に有利な金額」によるものでないと一般に解釈されている。そして、本件第三者割当において、上記のような特別の事情は存在しないことから、本件増資に係る新株式の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、本件増資は有利発行による第三者割当には該当しない。

また、本第三者割当による新株予約権の払込金額及び行使価額は、独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティングにより算定されており、その評価算定結果や本新株予約権の発行条件、その他本新株予約権の価値に影響を与える諸条件に鑑みて、その条件設定に特段不合理な点は認められず、エースターコンサルティングの算定が恣意的になされたとは疑わせる事情は認められない。

そして、本新株予約権の発行価額は1株当たり270円とされており、これはエースターコンサルティングの算定した新株予約権の公正評価額269.55円を上回っていることから「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。

また、その他、本第三者割当の発行の違法性に疑義を生じさせる事情は見当たらない。

(イ) 本第三者割当を選択することの相当性について

上武を子会社化するのに必要な資金を調達する方法としては、本第三者割当以外に、借入、社債発行等の方法が考えられる。このうち、借入、社債発行等のデット・ファイナンスについては、当社の財務状況からこれ以上の財務体質を悪化させるものではあってはならず、慎重な判断が求められる。この点に関しては、平成14年3月期から継続して当期純損失を計上している当社にとっては、銀行借入や社債の発行は容易ではないことが認められる。したがって、デット・ファイナンスの選択肢は現実的ではないといえる。次に、公募による新株発行の方法が考えられる。しかし、近年当社普通株式の売買高の少なさから考えると、この方法で円滑かつ確実な資金調達を行うことは困難な状況であるといえる。このように、他の資金調達方法との比較においては、本第三者割当がもっとも有効かつ確実な資金調達を可能とするのであり、本第三者割当が他の資金調達方法との比較において非代替性及び相当性が認められるというべきであり、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

また、割当予定先の選定にあたっては、当社顧問弁護士から紹介された外部の専門家であるADCC-FASから候補先の紹介を受け、紹介を受けた候補先とは面談を行い、同時に資産の調査、反社調査などを行ったうえで、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金使途について十分理解をし、本第三者割当に賛同してもらえる候補先を本第三者割当の割当予定先に決定したというものであり、割当先の選定について不合理な選定が行われたと推認させる事情は見当たらない。

(ウ) 本第三者割当の発行条件の相当性について

本第三者割当の発行条件は、新株式については独立した当事者による適正な交渉の結果、定められたものであり、かつ日本証券業協会の指針に則って算定されたものといえ、その相当性が認められる。

また、本新株予約権の発行価額及び行使価額についても、当社は、アドバイザーとして任命した独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティングによる本新株予約権の評価の試算結果を参考に決定している。また、上述のとおりその他本新株予約権の諸条件についても、特段不合理な点は認められず、エースターコンサルティングの算定が恣意的になされたとは疑わせる事情は認められない。さらに、本新株予約権の発行価額は1株当たり270円とされており、これはエースターコンサルティングの算定した新株予約権の公正評価額269.55円を上回る発行価額で新株予約権の払込みが行われることから、この点は当社に有利な点と言える。したがって、本新株予約権の発行条件については、その相当性が認められる。

また、当社普通株式の希薄化については、本第三者割当による本新株式による新株式発行数10,940株及び本新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に対する議決権数は14,270個となり、今回の資金調

達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数49,187株の29.01%、総議決権数は49,186個の29.01%に相当し、株式の希薄化が生じることになる。

しかしながら、当社グループは、上述のように継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおり、今般、当社が上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらし、結果として既存株主にとっても株主価値の向上につながることを期待できると考えられる。これらの点を考慮すると、当社普通株式の希薄化の規模は、本第三者割当の目的及び必要性並びに当社が現状置かれている状況に照らして合理的であるものと認められ、それを覆すに足る特段の事情は認められない。

上記の点を総合的に考慮すると、本第三者割当の発行条件について、その相当性が認められる。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第17期）及び四半期報告書（第18期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年12月9日）までの間において以下の追加が生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したもので、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年12月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（追加事項）

#### 10. 大規模な第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行に関するリスクについて

平成25年12月9日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び第三者割当による第1回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は49,186個（直前の基準日である平成25年9月30日現在）に対して、今回、第三者割当により発行される株式数10,940株及び第三者割当により発行される新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に係る議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は最大で29.01%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は22.49%）となります。その結果、本新株式発行及び新株予約権発行が実行された場合、本件は大規模な第三者割当に該当するため、当社普通株式の1株当たりの株価及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期）の提出日（平成25年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年12月9日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

#### I 平成25年6月28日提出の臨時報告書

##### 1 提出理由

平成25年6月26日開催の当社第17回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

###### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

###### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、池畑勝治、若尾康成、斉藤順市、山本直毅、宮嶋淳の5氏を選任する。

###### 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、稲嶺和盛、益田康雄、鼓昭雄の3氏を選任する。

###### 第3号議案 会計監査人として、明誠監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案				(注)1	
池畑 勝治	22,369	241	0		可決(98.9%)
若尾 康成	22,379	231	0		可決(99.0%)
斉藤 順市	22,483	127	0		可決(99.4%)
山本 直毅	22,389	221	0		可決(99.0%)
宮嶋 淳	22,389	221	0		可決(99.0%)
第2号議案				(注)1	
稲嶺 和盛	22,415	195	0		可決(99.1%)
益田 康雄	22,413	197	0		可決(99.1%)
鼓 昭雄	22,415	195	0		可決(99.1%)
第3号議案				(注)2	
会計監査人選任の件	22,425	185	0		可決(99.2%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年12月2日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年12月5日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年12月6日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月6日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する「開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月5日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西谷富士夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 秀志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リアルビジョン及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。



その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成25年6月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月26日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

### 監査法人シドー

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤田 和重 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 政近 克幸 印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョン及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続的に当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リアルビジョンの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社リアルビジョンが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 6月26日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

### 監査法人シドー

指定社員 公認会計士 藤田 和重 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 政近 克幸 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョンの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続的に当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。